

綾瀬市教育委員会会議録

令和8年3月定例会

令和8年3月30日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教	育	長	袴田	毅	君	
教	育	長	職務代理者	田中	恵吾	君
委		員	亀ヶ谷	由美子	君	
委		員	齊藤	隆訓	君	
委		員	林	紀美子	君	

事務局職員

教	育	部	長	大矢	博之	君						
教	育	総	務	課	長	三田	哲郎	君				
参	事	兼	学	校	教	育	課	長	山上	貴司	君	
学	校	給	食	セ	ン	タ	ー	所	長	比留川	晋一	君
参	事	兼	教	育	指	導	課	長	春木	純子	君	
参	事	兼	教	育	研	究	所	長	渡邊	倫康	君	

書記

教育総務課総務担当主幹	関	洋平
教育総務課総務担当主任主事	野尻	裕一

令和8年綾瀬市教育委員会会議3月定例会議事日程

令和8年3月30日（月）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第16号議案	綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画） 後期実行計画の決定について
日程第3	第17号議案	臨時代理の承認について（綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職 及び委嘱について）

報告

日程第4	第2号報告	令和7年度第5回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で 判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告につい て
------	-------	--

協議事項

日程第5	協議事項2	綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実 施計画について
日程第6	協議事項3	令和7年度教育行政視察の振り返りについて

追加議案

日程第7	第18号議案	臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人 事異動について）
日程第8	第19号議案	綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はございませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議3月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第1 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、亀ヶ谷委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

ここで、本日の日程についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、追加議事日程の「日程第7 第18号議案 臨時代理の承認について（教育委員会部局課長相当職以上の人事異動について）」及び「日程第8 第19号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を追加議案とし、審議したいと思います。

これにご異議はございませんか。

（ 異議なしを確認 ）

○教育長（袴田毅君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、「日程第4 第2号報告 令和7年度第5回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童・生徒の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第3号の規定により、また、ただいま追加議事といたしました第18号議案につきましては、人事に関するものであるため、同規則第8条第1項第1号の規定により、それぞれ非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。

本2件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第18号議案及び第2号報告は、非公開審議とすることに決しました。

なお、議事進行上、本2件につきましては最後に審議いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第16号議案 綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第16号議案「綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について」、ご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

中段の提案理由でございますが、令和3年3月に策定いたしました綾瀬市学校教育推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）の前期実行計画の計画期間が終了することから、国及び県、本市の計画・方針や、前期実行計画での取組状況等を踏まえ、今後取り組むべき事業を見直すことで、本市の学校教育の充実を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする後期実行計画を決定いただきたく、提案するものでございます。

後期実行計画の策定に当たりましては、令和7年3月に策定委員会を立ち上げ、策定を進めてまいりました。

7月には児童・生徒、保護者、教職員に対しアンケート調査を行い、アンケート調査の分析結果を踏まえながら、施策の検討を行いました。

作成した素案に対して、教育委員の皆様にご意見をいただきました他、綾瀬市立小・中学校校長会や綾瀬市自治会長連絡協議会にいただきました御意見も踏まえながら、本日、最終案を「第16号議案別紙」としてまとめております。

今後も、教育委員会が一丸となり、本プランを着実に実行していくとともに、業務量管理・健康確保措置実施計画との連携を図りながら教育行政の推進を図ってまいります。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第16号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、齋藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

はい、自分たちは内容も細かく書いてありますが、あとで、協議事項で、業務量管理、健康確保というところの、部分に関しては、57ページの働き方改革のところと連動していくようなところになると思うのです。

だから、そこが来年度以降、うまくつなげられるような流れをつくっておいていただけるとありがたいと思います。

内容としてはいいと思うのですが、ここから変わってくることに、5か年計画になりますが、そこを年度ごとに改善していけば、よりよくなるのではないかと思いますので、そちらのほうの検討をお願いしたいなと思います。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかにはいかがでしょうか。

はい。田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

事務局の皆さん、本当に作成に当たって、御苦労されたという思いがあって、感謝です。

特に内容についてはありませんが、参考資料の中に、アンケート調査の結果、単純計算でというものが、添付されています。

これは、可視化されるという意味も含めて、大変わかりやすくなっていると思います。

本当にお疲れ様でございました。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

田中先生と重なってしまうこともあるのですが、今回、素晴らしいものができて、すごいなと思いました。

各ページの、多分一般の方が読んでわからないなと思う言葉について、本当に丁寧に注釈が書

かれていること、とても素晴らしいと思いますし、やっぱり私も最後のアンケート調査の結果、
すごく統計をとるのが大変だっただろうなと思っています。

各ページの取組や課題などを見ても分かりますが、この最後のアンケートのページを見て、私
は子どもたちの顔が浮かんできました。

本当に時間がかかって大変だったと思いますが、この素晴らしい資料を作っていただいて本当
にありがとうございます。

これからも大事に見せていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

ほかにいかがでしょうか。

林委員。

○委員（林紀美子君）

同じ意見になってしまいますが、推進プランの作成ありがとうございました。

私もアンケートの結果を見せていただけて、小学生、中学生、保護者、先生の今の現状が載っ
ているので、とてもいいと思いました。

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは、質疑討論なしと認めます。

これより第16号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第17号議案 臨時代理の承認について（綾瀬市奨学生選考委員会委員の辞職及
び委嘱について）」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第17号議案、「臨時代理の承認」について、ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

本件につきましては、奨学生選考委員会委員であります民生委員の改選に伴い、前任者の辞職の承認及び新たな委員の委嘱が必要となったため、教育長が事務を代理し、処理いたしましたので、御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

奨学生選考委員会は、奨学金の給付を受ける資格があるかどうかを審議していただく機関で、綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は10人以内、任期は2年と定められております。

委員につきましては、①民生委員、②小学校長の代表、③中学校長の代表、④学識経験を有する者、から選出することとなっております。（奨学生選考委員会規則第2条）現在の委員は、令和6年6月から令和8年5月までを任期として委嘱をしておりますが、昨年12月に民生委員の改選が行われたことに伴います委員1名の辞職の承認と、辞職に伴う新たな委員の委嘱を行いました。

議案書の5ページをご覧ください。

辞職の1番、中川（なかがわ）委員は、綾瀬市民生委員児童委員協議会からの選出により奨学生選考委員会委員をお願いしておりましたが、民生委員の改選に伴い、同協議会から新たな委員の選出があり、令和8年1月21日に通知をいただきましたことから、その後任として、

委嘱の1番、民生委員の山城（やましろ）氏を新たに委嘱いたしました。

新たな1名の委員の任期につきましては、前任者の残任期間のうち、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの3か月でございます。

また、議案資料の3ページには、令和8年3月現在の委員名簿を掲載してございますので、参考にしていただければと思います。

以上で説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第17号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第17号議案を採決いたします。

本件を報告のとおり承認することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長 (袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は報告のとおり承認されました。

○教育長 (袴田毅君)

「日程第5 協議事項2 綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長 (大矢博之君)

それでは、協議事項2「綾瀬市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」、ご説明いたします。

協議事項の6ページをご覧ください。

計画策定の趣旨でございます。令和7年6月に教員の給与の特別措置法が改正され、教員調整額が4%から10%に段階的に引き上げられることになったことにあわせて、学校における働き方改革を一体的に進めるため、計画の策定が義務付けられました。

先ほど議決いただきました学校教育推進プランと連動しながら進めていく計画となり、期間は令和11年度末までの4年間とし、具体的な実施内容については2か年程度の見通しを持ちながら毎年検討をしていくこととしています。

8ページをご覧ください。

本市の現状でございます。時間外在校等時間の令和6年度の実績として、月45時間を超える教員が62.7%、年間360時間を超える教員が約56.8%でございました。

また、ウェルビーイングに関する令和7年度の意識調査の結果として、「やりがいがある」と感じる割合が9割である一方、「働きやすい職場」と感じる割合は7割台に留まっています。

10ページでは、目標設定として、ただいま申し上げました現状について、令和11年度末までに、

・月45時間を越える教員と、

- ・年360時間を越える教員を0%に、
- ・教員が、「働きやすい職場」と感じる割合と、
- ・「やりがいがある」と感じる割合を80%以上にするを指すとしています。

やりがいについては、現時点で目標値を上回っておりますが、業務量の削減を行うと、やりがいが低下する懸念があるため、両目標の達成に向けては、ウェルビーイングへの配慮が必要と考えられます。

11ページをご覧ください。

本計画の策定に係る国の指針において、「学校と教師の業務の3分類」の19項目が示されました。国の指針では、この19項目の中から、地域の実情に応じて、優先的に対応する項目を選定し計画に反映することとされております。

本市では、これら19項目に関する実態調査を実施し、現状・課題の把握に努めました。

12ページをご覧ください。

実態調査の結果でございます。

19項目に関する達成度に加え、「教員が当該業務に従事している推計時間数」や「削減が見込まれる推計時間数」についてまとめた表でございます。

13ページをご覧ください。

本計画の策定にあたっては、時間外在校等時間の削減だけを追い求めるのではなく、教育委員会としての基本的な考え方を3つに整理し、方向性を決定することとしました。

1点目は「子どもファースト」です。子どもの学びの質を最優先に考え、業務の見直しは、あくまで教員が子どもと向き合う時間を創出し、教育の質を高めるための手段として位置付けます。

2点目は「ウェルビーイング」です。「働きやすさ」と「やりがい」の両立を目指し、教員が「教員としての仕事」に没頭できる体制の整備を推進します。

3点目は「実現可能性」です。各校の実情や子ども・保護者・地域等への影響を考慮し、無理のない改革を進めます。

以上のような基本的な考え方にに基づき、実態調査の結果と、基本的な考え方への適合度合いを勘案し、優先度を整理した図が15ページにございます。

右上の「最優先領域」とした4項目を優先項目として設定し、その他の項目については、取組の方向性等は明記せず、現状と課題の整理のみ行うこととしています。

17ページをご覧ください。

優先項目の1点目として「No.5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応」について、現状・課題や目標の達成に向けた取組の方向性等についてまとめています。

19ページをご覧ください。

2点目として、「No.8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理」について現状・課題や方向性等についてまとめています。

20ページを御覧ください。

3点目、4点目をまとめて「No.15 授業準備」と「No.16 学習評価や成績処理」について、現状・課題や方向性等をまとめています。

また、21ページ・22ページでは、19項目のうち、残り15項目についての現状を整理してございます。

23ページ上段の(3)学校における措置の推進として、児童・生徒や学校の状況に応じて教育活動の重点化や業務の精選を進め、教職員や保護者との信頼関係構築等を含めた学校マネジメントの実現を目指すことを記載しております。

下段の(4)教員の健康及び福祉の確保に関する取組では、労働安全衛生法等の規定に基づいた措置を実施することや、ストレスチェックの実施などを記載しております。

最後に、24ページには、本計画の推進体制や策定経過を記載してございます。

以上で説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

ただいま説明がありましたように、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、同計画の策定が義務付けられました。

本市では、各学校の実状を踏まえた計画となるよう、全小・中学校の実態を調査するとともに、教育委員会内におけるヒアリングや、小・中学校校長会への意見聴取等を行い、教育委員会としての基本的な考え方を定めた上で、この最終案を作成しております。

また、計画の実効性を高めるため、本日、市長との意見交換会において、方向性の共有を行ったところでございますが、計画の決定に向けて、意見交換の結果等も踏まえながら、この最終案に関して、再度協議を行いたいと思います。

それでは、本件に関しまして、質疑・ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、斎藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

まずは、このようにわかりやすい資料を準備していただきありがとうございました。

それと、アンケートも事前に教えていただき、本当に現状を把握することができたなという

ふうに思っています。

その中で、本当に何が重要かと優先順位をつけてアクションをとっていくというときに、どうしても、教育現場だけじゃなくて、市の行政とかが絡むものが出てくるところで、今日、市長とお話できたことということもすごく大きいなと思います。

そうすると、ここからの情報の流し方ひとつ、協力しながら先に進めることができると思いますので、これから、優先順位も決まりましたから、きちっとどう進めていくかということは、大事になると思います。

内容的には素晴らしいと思いますので、一つずつやっていきたいなと思いますので、御協力をお願いしたいなと思います。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

はい、田中職務代理、

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

中身についてはもう異論がありません。

これ確認しておきたいのですが、自分は、捉え方が曖昧なので、この実施計画書の12ページ。達成度スコアという項目がありますよね。

この達成度スコアというのは、上のほうを見ると、学校に答えてもらって、丸三角バツで、平均でとらえてるわけですねというのを確認したい。

これから言うと、達成度スコアが、1点台とか低いものが、なかなか難しいよという、考え方でよろしいのか、という確認をしておきたいと思っただけです。

教えてください。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

今、田中職務代理がおっしゃるように、この、19項目のものを平均して、そして、基本的な考え方でいいますとスコアを考えたような状況になります。

ですので、できてないところを、できるように、最優先に掲げてやっていくような状況になっています。

○教育長（袴田毅君）

スコアが低いということは、どういうことを意味するということですか。

達成度スコアが低いということは、まだ達成してないと、達成できていないってことですね。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

要は学校がそう考えているという調査ですよ。

○教育長（袴田毅君）

はい、学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

学校の方もそうやってできていないところが調査でわかりましたし、それをもとに教育委員会として、把握をしてこのように考えたような状況になります。

○教育長（袴田毅君）

学校の調査結果からの点数ですよ。

○学校教育課長（山上貴司君）

はい。そうです。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

はい、それにつけ足して、恐らくこれは平均で10校、あるいは、5校足した15校の平均が、2. いくらか1. 5とか、そういうふうに見ていいですよ。

ということになれば、学校によっては、例えば、極端に例えば1. 5とか、0点台とかあるかもしれない。あるいは2点台もあるかもしれない。

その平均が1. 5とか1. 3とかになっているので、これはこれで、自分は全然問題ないと思っていますが、個別の学校に対応する際も、今後配慮していかなければいけないよねというのを、つけ足しておきたいです。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山上貴司君）

そのように考えております。

○教育長（袴田毅君）

調査も入ってきますので、たしかにおっしゃる通り、平均すればね、こういう点数になりますが、学校によって大きな差があるときは当然、個別学校への配慮が必要だと、それをお願いしたいという意見でした。

○学校教育課長（山上貴司君）

わかりました。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、協議は以上といたします。

ただいま各委員よりいただきました御意見等を踏まえまして、事務局において、修正を行い、計画を決定してまいります。

修正が必要だったら、今日のまた意見交換会の中での、まだ意見もありますので。ただ、本計画は、本来ですと、臨時会により審議するところではありますが、本計画は今年度中の策定が求められていることや、これまでの協議の中で、方向性については確認ができており、今回の修正については、軽微な修正にとどまることから、委員の皆様から御了承をいただければ、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第二条第2項の規定により、教育長の臨時代理で処理し、直近の4月定例会で報告とさせていただきたいと思いますが、本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 委員の意思確認 ）

○教育長（袴田毅君）

それでは、本日以降の修正につきましては、私に一任とさせていただき、計画の決定は、臨時代理で処理し、4月の定例会で御報告させていただきます。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 協議事項3 令和7年度教育行政視察の振り返りについて」、この件を議題といたします。

本年度は、2月16日に、小中一貫教育に関し先進的な取組を行っている八王子市立いずみの森義務教育学校へお伺いしてまいりましたので、委員の皆様より、視察を通しての感想などをいただきたいと思います。

それでは、田中職務代理者よりお願いいたします。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

教育長からお話があったように、本年度、八王子市のいずみの森義務教育学校に訪問しました。

第1印象は、八王子駅から程近い住宅地に位置し、この規模の大きさに、非常に、まず驚きました。

そういう中で今回の視察の目的は、一つが、綾瀬型小中一貫教育によって子どもたちの学びの連続性をどう担保し、成長をどのように支援すべきか、そのヒントを得ることにありました。

そこで、私なりに教育課程の編成と施設環境の充実という2点に絞り、所見を交えて、報告いたします。

まず1点目の教育課程の編成では、三つの工夫がとても印象的でした

1点目は、計画的な教科担任制の導入です。

小学校段階から、段階的に教科担任制を取り入れることで、専門性を生かした授業改善や、9年間を見通した指導体制が構築されていました。

本市でも、乗り入れ授業などは実施していますが、教員同士が教科を軸に、評価の視点まで共有している点は、今後の課題の方向性の中で、しっかり見ていく必要があると感じました。

2点目は、発達段階に応じた時間割についてです。

低学年・中学年は45分間授業、そして5年生以上は50分授業へと移行させていました。

子どもの成長に合わせたカリキュラムの再設計がなされていました。

そして3点目は、日常的な縦割り活動についてです。

わくわく清掃に代表される異学年交流、行事としてではなく、日常の教育課程に組み込まれています。

上級生が下級生を支える関係性が自然に生まれてくる点は、9年制学校ならではの強みだと思いました。

これらの三つのことについては校舎が一体でなくても、運用の工夫次第で、本市でも十分検討できる余地があると考えます。

そして2点目の施設環境の充実について、ハード面について、こちらのほうも特徴的な三つの施設に触れたいと思います。

一つ目は、ワークスペース。

廊下などのオープンスペースを、個別学習や共同的な学びに対応できる学習の場として、こちらも再設計されていました。

今後、本市でも、これから改築・改修が、行われていきますが、教室を固定的にとらえず、空間全体の設計を見直す視点が必要であると実感しました。

二つ目は、いずみのホットルームです。

体調不良や休息が必要な職員が誰でも利用できる空間です。

働き方改革や、教職員のウェルビーイングを具体化した、この取組は人材確保の観点からも、本市でも検討する価値は十分にあると考えます。

三つ目は、リソースルームです、支援が必要なための教室でしたが、仕切り机や動線など、子どもが安心して学べるよう、細部まで配慮されていました。

物的環境の質を高める重要性を改めて認識いたしました。

最後に、この視察を通して強く感じたのは、制度や施設そのものだけではなく、お話を聞いた中から、全体を通じて何を実現しようとしているのかという視点が、大事だと思いました。

学校側が掲げる、ともに生きるという言葉は、子ども、教職員、地域がともに学び合う姿勢を象徴していました。

少子高齢化が進む中、本市においても、制度の導入可否にとらわれず、運用の工夫で着実に小中一貫教育を進めていくことが大切だと感じました。

以上です。

はい。

○教育長（袴田毅君）

ありがとうございました。

それでは亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

八王子市立いずみの森義務教育学校は、市内初の義務教育学校として6年目を迎え、教育目標として、創造・共生・健康の三つを掲げ、1年生から9年生までの、合計43組の通常学級と、7組の特別支援学級に加え、通級学級として、きこえの教室、ことばの教室、特別支援教室で構成され、児童・生徒数は1,406名に上ります。

また、9年間の学びの系統性として、1年から4年までを一期、5年から7年までを二期、8年と9年を三期とし、生活の系統性としては、前期を1年から6年、後期を7年から9年としています。

校内はとてもきれいで広々としていて、屋上プールは、可動屋根はもちろん、可動床を最大限上昇させ、プールとして使用しない時期は広い人工芝の運動空間となっていることに感動してしまいました。

また各教室においては、教室と廊下との間仕切りを開放することができるので、教室前の廊下を広い多目的スペースとして使用できるようになっていました。

授業に関しては、5年生から教科担任制となり、学年全体で児童・生徒に対する理解が深まり、教員同士の情報の共有も円滑になり、子どもたち一人一人に対する行き届いた指導に加え、教員の担当する教科が絞られるということで、教材準備の時間が十分に当てられるということになるとのことでした。

今、求められている働き方改革にもつながる素晴らしい制度だと感じました。

また、職員室も非常に明るく、先生がたの生き生きとした表情がとても印象的でした。

また、いずみのホットルームは、公立学校共済組合の支援を受け、全国で初の教職員の健康維持や回復などを目的として設置した部屋で、産前産後の女性職員や、男性職員の体調不良のときに休む場所として使用できるそうです。

安心感を与えてもらえる色遣いがとてもすてきでした。

また、私が特に素晴らしいと感じたことは言葉の力の育成を熱心に行われているということです。

例えば、廊下に各学年の生活委員からの言葉が張り出されていて、「言葉の重さを考えて発言しよう」や「思いやりの言葉をふやそう」など、相手の心に寄り添う言葉がたくさん見受けられ、何て素晴らしい取組なのだろうと、大変感銘を受けました。

また、言葉の力の育成の効果としては、全国学力テストにて無回答率が低いということも納得できました。

自分の考えを言葉にしてしっかり書けているのだと思います。

そして、こども見守りシートについては、9つある質問の内容がとても的確で、子どもの異変に早く気付けるシートになっています。

このシートの使用方法をお聞きしたところ、入学式の日には1年生に配付し、4月初旬に回収するそうです。

学校は子どもたちの状態を確認でき、保護者にも責任を持っていただくよう、学校記入欄にも必ず記載して返信しているとのことでした。

保護者なら、この学校に我が子を通わせたいと思ってしまうと思いますし、実際に入学させるために、学校区域内に引っ越しをされてくる方もいらっしゃるそうです。

小中一貫の素晴らしい教育をされている学校でした。

とても貴重な視察をさせていただき、ありがとうございました。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、それでは齋藤委員お願いします。

○委員（齋藤隆訓）

私も八王子のいずみの森義務教育学校を視察させていただきました。

義務教育の学校でどういう感じなのだろうというところで、初めて見たので、面白かったのが、校長1人、副校長4人という点です。

1年生から4年生のところに副校長、5年生から7年生に副校長、8年9年で、副校長1人。

それから障害者の特別級の副校長ということで経営会議をやっているということで本当に組織としてできてるなというところを感じました。

一期二期三期と分かれておりますが、その中で縦割り活動ということで、わくわく清掃とか、同じ学年が、いろんな学年の人が、上級生が下級生を見るという流れをつくる。さらに、部活動でも、5年生6年生から参加ができるということで、本当に同じ場所でやっているからこそできることだなということを、改めて感じました。

さらに、この場所は八王子駅から近いということで、昔から住んでいらっしゃる方が、おじいさんが同じ小学校、息子も三代同じ小学校通っていると言っていて、伝統の継承とバージョンアップという部分も書いてありまして、地域と本当に密接した学校だなというのを感じました。

また設備を見た限り、私立の中学校並の設備のよさで、自分としてはびっくりしたのが、学校の建設費が80億位かかっている。

これを綾瀬に当てはめて、将来こういうことが可能なのかといったときに、どういうふうに行っていくのか。

町田市は、この前つくった学校は110億というふうなお話を聞いておりまして、結構、身につまされる思いで、質問させていただきました。

その中でも八王子はもう山と、高尾山も八王子ですから、複式の学校もどんどん増えてしまうということで、八王子のおかれている環境を聞いたのも大きかったなと思っています。

最後、学業の方で無回答率が低いということで、やっぱり、俳句とかをやってもらったり、あと、校長先生自体が言葉に着目をして、言語化能力を上げていくということを徹底しているなということを改めて感じました。

本当に、行かしていただいて、うらやましいぐらいの設備のある学校で、私が高市の人だったらそこに引っ越してでも行かせたいぐらいのレベルの学校だなということを改めて感じました。

今回段取りしていただいて、どうもありがとうございます。

大変勉強になりました。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、では、林委員お願いします。

○委員（林紀美子君）

今回、八王子市立いずみの森義務教育学校に行かせていただきまして、まず大きくて立派な校舎と広いグラウンド、そして、児童・生徒数1,400名以上、教職員は150名以上という人

数の多さに驚かされました。

9年間の義務教育を一貫した体系としてとらえることで、保護者の立場からも、小学校から中学校への学習内容や生活環境の変化による子どもたちの不安やストレスがなくなることが、とても安心できるというふうに感じました。

また、わくわく清掃や行事で、1年生から9年生まで、縦割りグループの活動や交流で、下級生は上級生に憧れを持ち、上級生は下級生に思いやりや責任を持つことができることは素晴らしいことだと感じました。

また、9年間を通して、教職員の方々が、一丸となっているという部分も、常に子どもたちを見守ってもらえているという安心感から、困ったときに相談できる体制が整えられていると思います。

保護者にとってもとても安心できることですし、素晴らしいことだと感じました。

現に、いずみの森義務教育学校では、相談できる大人がいるかの問いで、全国平均より20ポイントも高いというそうです。

また、地域と社会とのつながりについては、校舎内に地域コミュニティスペースがあったり、地域の方が利用できたりするスペースが整えられており、地域の方に見守ってもらえているという安心感もあると思います。

あと、学校と家庭と地域を結ぶコミュニティカレンダーというものを見せていただきまして、学校と地域の情報を共有している、地域全体で子どもに関心を持ち、支えていく素晴らしい取組だと感じました。

このコミュニティカレンダーは、子どもたちにとっても地域の一員であると、支えてもらっている自覚を持つことができる、とてもいい取組だと思いましたので、ぜひ綾瀬でも、取り入れられるとは思いますが、やっていただけたらと思います。

また、学校内の見学では、大変開放的で、広々とした廊下に驚きました。

1年生から6年生の教室では、廊下との間仕切りが開放でき、教室と廊下を広いワークスペースとして使用でき、いろいろな作業や活動ができるということになっていました。

このような開放的なつくりですと、保護者が学校を訪れた際、授業参観なども、とても見やすいですし、子どもの活動の幅も広がると思いました。

一方で、7年生から9年生の教室では、授業に集中できるように、しっかりと区切られており、学習内容、学年によって配慮がされていることも素晴らしいと思いました。

とても広い校舎なので、低学年の子など、迷子になってしまわないか心配でしたが、各階段に

色が決められていて、学年によってどの色の階段を使えばいいのか、すぐ見て分かるように配慮されていました。

このようなきめ細やかな設備も素晴らしいと感じました。

また、子どもたちが過ごしやすい設備であることはもちろんですが、私が素晴らしいと感じたのは、働いている教職員の方々にも配慮されているというところです。

広い校舎だからこそ、職員室から各クラスに教材を運ぶ負担を減らすために、各階に授業に必要なものを置いておけるPCという部屋がありました。

また、先生方が疲れたとき、具合が悪いとき、リフレッシュしたいときに利用できる、いずみのホットルームの部屋があり、横になれるソファベッドやマッサージ機、温かみのあるテーブルや椅子、冷蔵庫、電子レンジが設置されていました。

このように、先生がたにも働きやすい、優しい設備があることは、とても重要だと思います。

先生がたが心も身体も健康であることが、子どもへの教育の大切な一つだと感じます。

ぜひ綾瀬市でも、先生がたの心と身体の健康の維持のために、設備を今後整えていただけたらと思いました。

八王子市立いずみの森義務教育学校は本当に素晴らしく、このような学校が綾瀬市にもつくれたらなと思いますが、予算的にもとても現状では厳しいと思いますので。

でも、今回の行政視察で綾瀬市でも取り入れられることもいくつもあると思いますので、綾瀬市の子どものため、働く教職員の方々のために、少しでも改善できたらと思いました。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、ありがとうございました。

それでは、私からも最後にお話をさせていただきます。

私のほうは、本当に将来的に統廃合を進めていく上での義務教育学校という選択肢、そういう点で、お話をさせていただきます。

素晴らしいところは、皆さんから話してもらいましたので。

市議会の3月定例会でも一般質問で答えたのですが、大変少子化が進んでいますので、綾瀬も小規模化が顕著になっていくと、そういう状況にあります。

それぞれの学校施設が、50年以上でほとんど、劣化・老朽化が進んでいます。

当然、その今後の学校施設の再編に当たっては、適正規模・適正配置、そういう施設の老朽化の状況を考えますと、学校施設の統廃合を避けて通ることができないと。

当然、その統廃合を進めていく中でこの義務教育学校、これも2校で1つになりますので、そ

の検討も十分にしていける必要があるかなと考えております。

今回視察させていただいた八王子市立いずみの森義務教育学校ですが、本当に隣接する、小学校と中学校は一つの学校にしたという、学校でした。

本当は教育環境の整備から教育課程の編成まで、本当にできれば、今、取り入れたらすごくいいなという参考になる点はとても多くありました。

今後、綾瀬市が統廃合を進めていく上で重要な選択肢としての、義務教育学校ですが、綾瀬市の子どもに適した、または、綾瀬市のどの地域が義務教育学校に適しているのか、そういったところが、慎重に調査研究を進めていく必要があるかなと、そう感じたところであります。

以上です。

それでは、皆様の御感想などを踏まえまして、教育行政視察について御意見がありましたら、付け加えることがありましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。

(委員の意思を確認)

○教育長（袴田毅君）

ないようですので、協議事項3を終了いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第8 第19号議案 綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、この件を議題といたします。

それでは、本件に関し説明を求めます。教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第19号議案「綾瀬市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

追加議案書の2ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、いじめ重大事態への対処にかかる事実関係の調査等に必要のため、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則第3条第1項に規定する臨時委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものであります。

調査等に必要のため、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則第3条第1項に規定する臨時委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための実効性のある施策の調査・研究のほか、重大事態への対処等に係る事実関係を調査し、その結果を審議し答申する、教育委員会の附属機関でございます。今回委嘱をいたします2名の委員の構成につきましては、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則に基づき、弁護士、臨床心理士等の選出区分に基づき、委嘱するものでございますが、重大事態調査等のため、必要と認めるときは、臨時の委員を置くことができることになっております。

3ページを御覧ください。

記載のとおり、綾瀬市いじめ防止等対策委員会規則に基づき、弁護士、臨床心理士の選出区分により、2名の臨時委員を委嘱するものでございます。

1人目は、神奈川県弁護士会から推薦をいただき湘南合同法律事務所 弁護士の小池 拓也（こいけ たくや）氏を新たに委嘱するものでございます。

次に、2人目は、一般社団法人神奈川県臨床心理士会から推薦をいただき臨床心理士の有村美和（ありむら みわ）氏を新たに委嘱するものでございます。

任期は在任中の他の委員の任期と同じく9年4月30日までの、1年1か月としております。

また、追加議案資料の3ページに、委員名簿を掲載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第19号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

今回、臨床心理士さんが2名になりますが、2名になった理由、何か役割分担であるのでしょうか。

以上質問です。

○教育長（袴田毅君）

はい。教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

ただいまの臨床心理士が2名になる理由についての御質問でございます。

まず先に委嘱されておりました西川委員につきましては、本市教育委員会の教育研究所の所属となっております。

今回いじめ重大事態調査にあたり、対象児童・生徒より、本市教育委員会と全く関係のない第三者性を求める調査員の要望がございました。

そのため、新たに臨床心理士会より、臨床心理士の方を推進していただき、今回委嘱することとなっております。

○教育長（袴田毅君）

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

今までそういうことはなかったですかね。

第三者という、本当に保護者からの希望でという、過去にそういうことがあったのでしょうか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

本市では過去にそのような事案はございませんでした。

○委員（齊藤隆訓君）

わかりました。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第19号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

それではこれより非公開とした審議に入りますが、本日は傍聴者がおりませんので、このまま審議を続けたいと思います。

(非公開の審議)

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議 3 月定例会を閉会いたします。

午後 2 時 4 7 分 閉会